

# 東日本大震災からの 復旧・復興に向けての特別意見

平成23年7月8日

全国町村会

# 東日本大震災からの復旧・復興に向けての特別意見

東日本大震災は、わが国に未曾有の被害をもたらし、東北地方のみならず国民全体の暮らしや経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

このため、一刻も早い被災地の復興を成し遂げるとともに、日本の再生に向けて国と地方が総力を結集して取り組まなければならない。

特に、福島第一原子力発電所事故については、今なお深刻な状況が続いており、事態の早急な収束に向け、国は、国内外の英知を集めて全力で取り組むとともに、実質的に国が全責任をもって損害賠償と地域の再生を行うべきである。

国は、現在、「復興基本方針」の策定を進めているが、何よりも、地域社会の復旧と復興、再生に向けて全力で取り組む地方自治体に対し、強力な支援方策を構築することに総力を挙げるべきである。

よって、国は、下記事項について、対処するよう強く要請する。

## 記

### I. 復旧・復興対策

#### 1. 復興基本方針の早期提示

東日本大震災の被災地は、被害状況や地理的条件が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情を踏まえたまちづくり復興計画の策定が不可欠である。そのため、国は、地域が主体的なまちづくりを推進する指針となる「基本方針」を早期に提示すること。

## 2. 補正予算の編成等

被災町村の要望を踏まえ、まちづくりや農林漁業者等の事業再開など本格的な復興対策を盛り込んだ補正予算を速やかに編成し、直ちに実施すること。

その際、東日本大震災復興構想会議の提言を最大限盛り込むとともに、補正予算の裏付けを待っているのは、時期を失ってしまう緊急性の高い事業で、国に代わり自治体が支援したものは、遡及して補助の対象とするなど弾力的に対応すること。

## 3. 復興特区の創設

復興を迅速に進めるためには大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」が重要であり、国は被災地からの提案を真摯に受け止め、地方との協議の上、早急に制度設計を行うこと。

その際、既存の特区制度のスキームに捉われることなく、国の関与は最小限とし、地域が主体的に策定した復興計画を速やかに実施できる簡便な手続きとすること。

また、復興のための特別法の制定にあたっては、地域の意見を十分に踏まえ、実効性のあるものとし、早期成立をはかること。

## 4. 被災市町村への財政支援

(1) 復旧・復興に関する施策を迅速かつ計画的に実施するため、国の責任において、必要な財源を確実に確保すること。

(2) 被災自治体が、地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復旧・復興事業等を実施できる包括交付金制度を創設すること。

(3) 現行諸制度の隙間を埋め、被災地の早期復興、被災者の自立支援

等を長期的、安定的、機動的に進めるため「震災復興基金」を創設し、被災市町村に対し必要な財政支援を行うこと。

(4) 被災自治体や避難者を受け入れている自治体が実施する復旧・復興事業等により増大する財政需要については、地方交付税を別枠で確保すること。

(5) 役場庁舎が流失・損壊した被災町村の復興を支援するため、役場庁舎・支所の本格的な再建について、国庫補助の対象とする等補助対象事業の範囲を拡大すること。

## 5. 被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣に要する経費について、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

## 6. 被災者・避難者への支援

### (1) 応急仮設住宅の建設

8月中旬までの避難所の解消、希望者全員の応急仮設住宅入居を確実にを行うため、応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置を講じること。

また、低廉な公営住宅の提供等、被災者の住宅確保に向けた全面的な支援と財政措置を講じること。

### (2) 医療・福祉

①公立病院の復旧について、被災自治体の負担が実質的に生じないよう万全の財政措置を講じるとともに、民間医療施設についても

現行の国庫支出金の交付率嵩上げと交付対象範囲の拡大をはかること。

- ②被災した医療施設・介護施設・福祉施設等の再開やサービス提供の継続に対し、医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。
- ③介護保険施設、障害福祉施設等社会福祉施設の復旧について、万全の財政措置を講じること。
- ④時間の経過とともに心のケアを必要とする被災者・避難者が増えると見込まれるため、カウンセリングの実施等十分な支援を行うこと。

### (3) 教育

心のケアを必要とする児童・生徒及び教職員に対し、スクールカウンセラー等の派遣について十分支援するとともに、教材費、給食費等の学習面及び生活面に対する万全の財政措置を講じること。

また、児童生徒数の変動に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配について配慮すること。

### (4) 避難先における支援体制

住民票を避難先の市町村に移さなくとも、必要な行政サービスを受けられる仕組みを構築するとともに、避難先の市町村に対しても万全の財政支援を行うこと。

- (5) 津波被害地域の集団移転を促進するため、国による土地買上制度の創設や、防災集団移転促進事業の要件緩和を行うとともに、地盤の崩落や地滑りによる宅地被害等の復旧に対する財政支援等を行うこと。

- (6) 丘陵部の住宅団地での地盤沈下や崩落、液状化により損壊した住宅の復旧に対する財政支援措置を含む新たな制度を創設すること。

(7) 被災者や事業者等の二重債務問題の解消をはかること。

## 7. 迅速ながれきの処理

復旧・復興の第一歩となるのが、被災地のがれきの処理である。

東日本大震災で発生したがれきは広域かつ大量であり、被災市町村の処理能力を大きく超えている。

迅速な処理を進めるため、がれきの広域処理に国の直轄事業を導入するなど、既存の制度や役割分担を超えた特例措置等を講じること。

## 8. ライフライン等の整備

上下水道、電気、ガス等のライフライン、道路、橋梁、鉄道等の社会基盤、防災行政無線等の各種通信施設の早期の全面復旧を迅速に行うこと。

特に、壊滅的な被害を受けた第三セクター鉄道等の早期復旧に向け、強力な支援を行うとともに、沿岸地域を縦貫する道路及び内陸部と沿岸地域を連絡する道路の整備を復興事業と位置付け、早期の全線開通をはかること。

## 9. 農林漁業の事業再開への支援及び商工業、観光業等の復興支援

(1) 国は、我が国の食料・木材生産を支えてきた東北地方において、震災により農地、漁船・漁港、製材所等の生産インフラが壊滅的な打撃を受け、食料・木材供給力が大きく低下したことを深刻に受け止め、これまでの予算措置の枠組みにとらわれず、国家的な見地から国費による生産インフラの復旧に努め、農林漁業従事者が一日も早く事業を再開できるように強力的に支援すること。

(2) とりわけ、太平洋岸各県の水産業は、大津波により一瞬にして未曾有の壊滅的な打撃を被り、数多くの漁村の存続が危惧されるなど、かつてない危機的な状況に陥っている。しかし、三陸沖をはじめとする太平洋岸は世界有数の漁場であり、国による強力な支援がなされるならば、漁業と漁村が復活することは十分に可能である。

その際、従前の補助事業のようにインフラ復旧に要する経費の一部を漁業者や町村等に負担させた場合、復旧は円滑に進捗せず、漁業生産の低迷、既往債務と併せた二重ローンの発生、漁村集落の崩壊等を招来することになる。

国は、このような危機的な状況を直視し、我が国を代表する漁場、漁村地域を再生させるとの決意の下、全額国費により漁港、漁船、養殖施設、加工施設等のインフラ復旧に努めること。

また、インフラ復旧に係る工程表の作成にあたっては、地域に密着した多数の中小規模の漁港や漁村が置き去りにされないよう現場の声を十分に聴取するとともに、漁業再開までの被災漁業者の生活面も考慮し、災害復旧工事等での優先的な雇用の確保及び無理なく住居を再建できる助成措置を講じること。

(3) 農業においては、海水の冠水や用水路の損壊により作付が困難となった農地の除塩や用水路の補修が完了するまで農業収入が得られないため、①被災農業者を優先的に災害復旧工事等に雇用するよう努めるとともに、②被災農業者の既往借入金に係る金利の減免、償還期限の延長等を講じること、③被災農業者が負担している土地改良区の賦課金に対する助成措置を講じ、損壊した用排水路等の復旧工事を促進すること。

(4) また、震災や風評被害を受けている商工業、観光業等が事業再開に向けて取り組むことができるよう、税財政支援、金融的支援を行うこと。

## Ⅱ．原子力災害対策

### 1．放射性物質の放出停止

国は、「原発事故の収束」がこれまで原発を推進してきた国家の責務であることを再認識した上で、既存組織にとらわれず、国内外の英知を結集するなど国家の総力を傾注して、先般、見直された「事故の収束に向けた道筋」に基づく工程表を国主導で達成し、放射性物質の放出を一日も早く停止させること。

### 2．避難住民に対する責任ある生活支援

国が一方的に指示した指示避難、計画的避難等により避難を余儀なくされた多くの住民が、帰宅の目途もなく避難先で衣食住、雇用、教育、集落自治等生活全般にわたり不安な状況に置かれていることを猛省し、物心両面からのきめ細かな生活支援策を講じること。

### 3．賠償範囲の明確化と賠償金支払いの迅速化

国は、原子力損害の賠償にあたっては、福島県だけでなく全国の事業者で深刻になっている風評被害を含む営業損害はもとより、避難した住民の経済的損害や精神的苦痛など原発に起因するものは全て賠償の対象になることを早急に明示するとともに、原発を推進してきた国が実質的に全ての賠償責任を負うとの立場から、迅速に賠償金又は仮払金が避難者や事業者を支払われるように、原子力損害賠償支援機構法案を早期に成立させること。

### 4．関係町村における地方税の減収に伴う財政措置

避難を強いられた町村における地方税の減収については、国が責任

を持って確実な財政措置を講じること。

## 5. 放射性物質により汚染された住居、農地等の除染

避難区域等から避難した住民や事業者が、今後、帰宅して日常生活や事業活動を再開するためには、放射性物質により汚染された住居、農地、校庭、店舗等の除染が不可欠であるため、国は、それらの除染方法や安全基準を早急に開発するとともに、除染計画を明示すること。

## 6. 子どもの安全対策の確立

子どもは放射性物質の影響をより強く受けることから、放射線量の高い地域を中心に不安が広がっているため、国は、①外部被ばくを正確に把握するため、積算線量計を配布するとともに、スクリーニング検査を定期的に行うこと、②内部被ばくを正確に把握するため、甲状腺検査を定期的に行うとともに、ホールボディカウンターを早急に整備すること、③小学校等の校庭や砂場で処理した土壌の最終処理方法を明示すること、④窓の開放を避けるため、空調設備等を小学校等に設置すること、⑤屋外プール使用に対する明確な使用基準を示すこと等を早急を実施し、不安の払拭に努めること。

## 7. 放射性廃棄物の処理方法の明確化

放射線量が高い下水汚泥、農地・校庭の土壌等をはじめとする放射性廃棄物については、廃棄物処理法の対象外であり通常の廃棄物処理施設では処理できないため、国は、これらの放射性廃棄物を処理従事者や周辺に影響を及ぼさないように安全に処理する基準・方法を早急に確立するとともに、放射性廃棄物専用の処理施設を設置すること。

## 8. 正確で分かり易い情報提供による安心感の醸成

国は、放射性物質に対する国民の不安や不信が、国からの情報提供の分かりにくさに起因していることを真摯に受け止め、国民の誰もが理解できるように、例えば、テレビ等の報道においては放射性物質・放射線の意味やその安全基準について分かり易い広報に努めるとともに、放射性物質のモニタリングの対象品目・調査地点（海域を含む）を大幅に拡大し、国民の安心感の醸成に鋭意努めること。

## 9. 原発の再稼働要件の厳格化と独立した監督機関の設立

国は、国が安全性を確認した原発において事故が発生したという重い事実を厳粛に受け止め、浜岡原発以外の原発の再稼働は、東日本大震災並みの巨大地震や大津波に対しても安全であることを周辺町村及び住民が納得しない限り行わないことを明確にすること。また、これまでの安全検査の基本思想や実施体制をゼロベースで抜本から見直すこと。

その際、原発の推進機関（資源エネルギー庁）と監督機関（原子力安全・保安院）が同じ省庁にある現状を見直し、海外の専門家を加えた独立機関による厳正な監督体制を確立すること。

平成23年7月8日

全国町村会